富田林市随意契約ガイドライン

総務部契約検査課

本ガイドラインは、**地方自治法施行令**(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)**第167条の2第1項**に定める随意契約事務の公正性や経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定するとともに、見積書の取扱い等についての指針を例示したものです。

各所管課においては、本ガイドラインに基づき随意契約を採用することとした場合は、根拠条文(施行令第167条の2第1項第1号から第9号。)、採用した理由、業者を選定した理由等を明確にし、安易で恣意的な拡大解釈をすることがないよう留意してください。なお、本ガイドラインの運用に当たっては必ずしもこのガイドラインになじまない場合もあるので、特殊なケースで随意契約をする必要が生じた場合は、契約検査課との協議事項とします。

随意契約の共通注意事項

- 注1) 随意契約を希望される場合は、起案書に適用条文を記入すること。また、特命随意契約の場合は別添の様式第1号の「理由書」を必ず添付すること。
- 注2) 随意契約の締結は、手続きが簡単であり、相手方が特定した者であるため競争入 札では満たすことのできないような資産、信用、技術、経費等の相手方の能力を熟 知のうえで選定することができるので、その運用を誤らないかぎり、所期の目的を 達成することができるものですが、その運用を誤ると、相手方が固定化し、さらに 契約自体が情実に左右されるなどして公正な取引の確保を損うことにもなりかね ないものであるので、安易に随意契約によることのないよう注意すること。
- **注3)** 本来指名競争入札で行うべきものであるが、毎年継続して4月1日に契約を締結しなければ業務に支障が生じる等、契約時期が制約されることにより、事務処理上特例として随意契約を行います。

したがって、入札するだけの余裕があるもので、契約予定総額が第1号の基準を 超えるものは、原則として随意契約にする理由は認められないことから、指名競争 入札により処理をすること。

なお、この場合、入札や契約事務の時間的な余裕が必要なことから、前年度以前に 債務負担行為を実施(要望)すること。

- 注4) 指名競争入札に馴染のない業務の見積り合せの留意事項
 - ① 業者の選定基準

公平性の確保に留意し、有資格者登録の登録業種区分に基づく選定を基本として、 選定基準を明確にしてください。

- ② 見積り相手へ示す仕様書及び契約条件 業務内容を示す仕様書、及び契約保証金や業者の決定方法等を示す条件書等を作成 してください。
- ③ 経過の公表

事業主管課においては、見積書徴収時の一連の経過等が明らかとなる書面を整理し、経過の公表に備えておいてください。

(第167条の2第1項第1号)

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に 応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えな いものをするとき。

富田林市財務規則(昭和39年規則第16号)第102条に定める金額の範囲内の次の契約をするとき。

(1) 工事又は製造の請負 予定価格が1件当たり130万円以下の契約

(2) 財産の買入れ 予定価格が1件当たり80万円以下の契約

・地上権、特許権等の無体財産を含む土地及び建物から消耗

品、備品などの物品の購入等の一切の財産をいう。

(3)物件の借入れ 予定価格が1件当たり40万円以下の契約

・ 金額は、年額又は総額による。

(4) 財産の売払い 予定価格が1件当たり30万円以下の契約

・地上権、特許権等の無体財産を含む。

(5)物件の貸付け 予定価格が1件当たり30万円以下の契約

・金額は、年額又は総額による。

(6)前各号に掲げるもの 予定価格が1件当たり50万円以下の契約

以外のもの・物品修理、委託業務、役務の提供等をいう。

注1) 単価契約については、総数量を定めているもの、又は、予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。

【見積書の取扱い】

富田林市財務規則第102条第2項の規定により、2社以上の者から見積書を徴しなければならない。

ただし、2者以上から見積書を徴することが適当でないと判断するとき(第1号に該当するが、第2~9号のいずれかにも該当する場合が想定される。)は、1者からの見積書のみで処理できるが、その判断は客観的な判断基準に基づいたものでなければならない。

(第167条の2第1項第2号)

不動産の買い入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(1) 工事等請負契約関係

- ① 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき
- ② 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される工事を施工するとき。
- ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。
- ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。

- ⑤ 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工させなければならないとき。
- ⑥ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、 既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあ る設備、機器等の工事を施工するとき。

(例 雨水ポンプ場等の設備機器の改修工事等)

- ⑦ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法を用いる必要がある工事を施工するとき。
- ⑧ 補償・補填工事で補償調査を行った業者に施工させるとき。
- ⑨ 基本設計委託後の実施設計委託を基本設計施行業者に行わせるとき。
- ⑩ 酸素欠乏危険作業等を作業に精通した業者に施行させるとき。
- Ⅲ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせるとき。

(2)委託等契約関係

- ① 特殊な受信障害解消対策・災害情報放送など放送・通信に関するもの・医療廃棄物・ 不燃物運搬・水銀含有物廃棄処理などの登録許可が必要で、かつ、指定業者になって いるものやその他特殊な機械・器具を使用する業務。
- ② 本市の情報システムの開発・保守・修正業務で、業務の性格上、継続性がなければ 目的が達成できない業務
- ③ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。
- ④ 市内の医療機関や医師会等で、定期的に実施する健康診断など過去のデーターが必要となる業務。
- ⑤ 上下水道法及び関連法に基づき、厚生労働省が指定する検査機関に依頼する業務。
- ⑥ 特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成及び業務の性質上あるいは 継続性が特に必要な相談業務を委託するとき。
- ⑦ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。
- ⑧ 国及び地方公共団体、その他関連団体と協力して行うことが必要な業務。
- ⑨ 青少年健全育成や公衆の福祉向上に寄与する団体で、営利を目的としない法人と契約をするとき。
- ⑩ 公教育や学習現場において、作業療法による機能回復訓練やスポーツ教室等で、指導者の継続的な内容形態が必要な業務。
- 本市の条例及び施行規則等で指定された市内の業者との契約。

(3) 物品等契約関係

- ① 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。(美術品・歴史的資料・著作権等を有しているもの・教育ビデオやコンピューターソフト等の直売品)
- ② 著作権、版権、及び著作権再販制度の対象として、競争入札や見積もり合せになじまないものを所有している業者から購入するとき。
- ③ 不代替物であり又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないなど、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。
- ④ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し又は製造注文するとき。
- ⑤ 国・地方公共団体の施策、又は法律等で規定(奨励)され、積極的な活用や受注機会の確保が促進されている市内の法人で、信頼性が高く購入価格においても予算の範囲内であり、経済的な合理性が得られ適正で妥当と判断できるものの購入。
- ⑥ 物品等の修理で、法定点検に伴い、価格の設定が不確定で競争入札や見積もり 合せが困難なもの。

【見積書の取扱い】

1社からの見積りで処理することができる。

ただし、社会的経済状況等を鑑み、適正で妥当な価格であるのか、比較検討できるものについては、他の者から参考見積りを徴するものとする。

(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を規則で 定める手続きにより買い入れる場合、上記施設、高年齢者又は母子家庭の母及び 寡婦の就業支援を行う団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続きによ り受ける契約をするとき。

- 一定の政策目的を達成するために必要な場合で、具体的には次に掲げる施設等を規定する。
 - ① 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設
 - ② 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター
 - ③ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④ 障害者基本法第15条第3項の規定により助成を受けている施設(小規模作業所)
 - ⑤ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材 センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター
 - ⑥ 母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体

【見積書の取扱い】

1社からの見積りのみで処理することができる。

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。

一定の政策目的を達成するために必要な場合で、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合。

【見積書の取扱い】

1社からの見積りのみで処理することができる。

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

緊急に施行しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。

- ① 突発・災害の応急工事及び未然防止工事を施工するとき。
- ②災害時の緊急物資の購入をするとき。
- ③電気、機械設備等の故障に係る復旧工事を施工するとき。

【見積書の取扱い】

予定価格調書、契約書作成を省略し、1社からの見積りのみで処理することができる。

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させたほうが、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められるとき。
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。
 - ③ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。
- (2)他の発注者(例えば大阪府)が発注し、現に施工中の工事と交錯する個所の工事で、 この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事 の安全・円滑かつ適切な施工が確保できるとき。
 - ① 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する個所での工事を施工するとき。
 - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【見積書の取扱い】

1社からの見積りで処理することができる。

ただし、経費の積算において業者の見積りを基に、予定価格を設定したものは比較検 討するため2社以上の者から見積書を徴するものとする。

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると き。

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資材等多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。
- (2) 特定の施工者が開発し又は導入した資機材、作業設備新工法等を利用する方が著し く有利な価格で契約できるとき。
- (3) 印刷物等で、原版を保有しているため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約できるとき。
- 注)「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等といわれており、客観的な合理性が必要である。

【見積書の取扱い】

時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2社以上の者から見積 書を徴するものとする。

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

注1)「入札者がないとき」とは、公告なり指名通知を行ったが通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいう。

【見積書の取扱い】

「入札者がないとき」

時間に余裕があれば、他の業者の指名等を行って再度の競争入札をさせるべきであり、余裕がない場合は随意契約を行うこととなる。この随意契約の相手方は、原則として入札参加の意思がなかった者以外のものとし、その見積りについては、1社とすることができる。

「再度の入札に付し落札者がないとき」

最低の入札価格を入れた者に見積書の提出を求める。この場合において、最低の 札を入れた者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見 積書の提出を求める。この場合、履行期間は変更できるが、予定価格その他の条件 を変更することはできない。

見積の結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合、指名業者の変更又は設計内容を変更の上、再度、競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについては、1社と することができる。

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合。

【見積書の取扱い】

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札価格の制限内となる。

入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者を変更するか又は設計 内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについては、1社とすることができる。

特命随意契約理由書

| | _ | | |
|----|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | H |
| | | Н | |

| 課名 |
|----|
| |

地方自治法第234条第2項及び、同施行令第167条の2第1項の規定に基づいて、下記のとおり希望します。

| 契 約 名 | | |
|---|---|--------------------------------|
| 契約の相手方 | | |
| 該当する条文に 〇印を付してく ださい | 1 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しない。(第2号) |
| | 2 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律による。(第3号) |
| | 3 | 新商品として生産する物品を買い入れるとき。(第4号) |
| | 4 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。(第5号) |
| | 5 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。(第6号) |
| | 6 | 時価に比して著しく有利な価格で契約するとき。(第7号) |
| | 7 | 競争入札に付し入札者がない等で落札者がないとき (第8号) |
| | 8 | 落札者が契約を締結しないとき。(第9号) |
| 具体的な理由 | | |
| 公表用の理由 (約 200 文字以内 で簡潔に記載して ください。) | | |

[※] 上記を証する書類等がある場合は添付してください。